

No.28

2004年3月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第28回委員会の内容……………P.1
- 第28回委員会の説明資料より 抜粋……………P.3
- 配付資料リスト……………P.13
- 委員会 委員リスト……………P.15
- これまで開催された会議等について……………P.17
- 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法 ご意見受付……………P.18

平成16年2月26日(木)、第28回委員会が行われました。



【京都市勤業館「みやこめっせ」にて】

第28回委員会の内容

前回委員会以降の状況報告が行われた後、資料2-2『河川管理者からの質問（「淀川水系流域委員会意見書 平成15年12月」に対する疑問点・質問）への回答（案）040226版』について意見交換が行われ、その回答案の一部を修正して回答とすることが承認されました。

第28回委員会結果報告

庶務作成

開催日時：2004年2月26日（木） 16：05～18：05

場 所：京都市勧業館「みやこめっせ」 B1階 第1展示場

参加者数：委員32名、河川管理者17名、一般傍聴者225名

1 決定事項

- ・資料2-2「河川管理者からの質問への回答（案）040226版」は、質問8に対する回答案の一部（P9、10）を修正して回答とする。
- ・次回の委員会は、基礎案が策定された時点で開催する。
- ・河川管理者が開催している対話討論会に関する意見交換の場（対話討論会のファシリテーターと流域委員会委員の参加を想定）を設ける方向で検討する。

2 審議の概要

①第27回委員会以降の状況報告

資料1「前回委員会(12/9)以降の状況報告」を用いて報告が行われた。

②河川管理者からの質問に対する回答について意見交換

資料2-1「河川管理者からの質問に対する回答作成の経緯」について確認後、資料2-2「河川管理者からの質問（『淀川水系流域委員会意見書 平成15年12月』に対する疑問点・質問）への回答（案）040226版」を用いて、各回答担当者(委員)より説明が行われ、意見交換が行われた。回答内容については概ね河川管理者に理解頂き、「1 決定事項」で記したとおり決定された。各回答における主な意見は次の通り。

＜質問1について＞

- ・回答内容は理解した。基礎原案に記した、モニタリングの実施、情報の一元化と公表などを実施するなかで考えていきたい。（河川管理者）

＜質問2について＞

- ・回答内容は理解したが、地域の指定もやりすぎるとゾーニングと同じになってしまうように感じるので、どういう形にするかは今後検討したい。（河川管理者）

＜質問3、10、15、16について＞

- ・回答内容は理解した。資料2-3に掲載されている委員意見も参考にしたい。（河川管理者）

＜質問5について＞

- ・陸閘の閉鎖時期に関しては、高潮が引いていくかどうかの予測は気圧や風など様々な要因が関係するため、難しい問題であるが、問題意識を持ってほしい、という意見、回答と理解した。（河川管理者）

＜質問7について＞

- ・「今後、スポーツ施設は新たに河川敷に設置しない」とすることは、河川保全利用委員会（仮称）の審議の自由度を制限することにもなる。縮小を基本としながらも、地域ごとに事情は異なるため、現時点で「一律に認めない」とするのは言い過ぎではないか。（河川

管理者）

- 委員会の希望としては、個々の案件は河川保全利用委員会の審議にお任せするが、基本方針として、提言や意見書に記した趣旨で行ってほしい、ということ。「絶対にだめだ」とは言えないと思っている。（委員長）

＜質問8について＞

- ・琵琶湖の湖棚部における有機性堆積物増加の影響については、これまで認識が薄かった。基本データの収集等、調査・検討を開始したい。（河川管理者）
- 有機性堆積物については、日本自然保護協会で1997年から2001年くらいにかけて利根川、長良川、吉野川等の河口堰周辺などで、堆積厚、粒度組成、有機物の含有率などを調査している。堆積厚を正確に計測する手法も開発されており、参考にされたい。
- ・下記修正意見に対応して回答案を修正する。（委員長）
- ・琵琶湖総合開発事業の終了年に関する表現に誤りがある(P9)。
- ・えり網がヘドロで倒れる、という表現を実態に合わせて修正した方が良い(P10)。

＜質問11について＞

- ・住民参加のあるべき大綱について、基礎原案の4章で記したつもりであったが、住民参加とは何か、なぜ必要か等についての記載はなかった。今後何らかの形で示す必要があると思う。（河川管理者）

＜質問14について＞

- ・人為的水文システムの意味は理解したが、それが面源汚濁負荷の流出抑制にどのように直接的につながるのかが理解できていない。（河川管理者）
- 人為的水文システムを構築していくなかで、浸透や滞留機能が損なわれたり、生態系機能が低下することにより、自然浄化能力が減少することによって有機物が分解されずに河川や湖沼に流れ込むことになる、という点でつながりがある。

③今後の流域委員会について

資料3「今後の流域委員会について」を用いて、今後の日程等の説明が行われ、以下の点について確認された。

- ・基礎案は遅くとも4月中には策定してほしい。（委員長）
- 現在、自治体、住民からの意見聴取を行っており、全てが揃ってからの策定になる。できる限り早期の完成を目指したい。（河川管理者）
- ・基礎原案で「調査・検討」とされている水位操作やダム等の結論が、現在の委員の任期中に提出されることを希望する。（委員長）
- ・流域委員会の提言を受けて河川管理者が開催されている対話討論会について、対話討論会のファシリテーターと流域委員会委員で改善点、反省点等について意見交換する場を設けたい。意見書を補充するという意味で、河川管理者の参考にもなるだろう。（委員長代理）

④河川管理者主催の対話討論会についての報告

資料4-2「住民対話集会（円卓会議）について」、資料4-3「対話討論会（円卓会議）について」を用いて、琵琶湖河川事務所、大戸川ダム工事事務所、猪名川総合開発工事事務所より対話討論会の開催状況、主な内容について報告が行われた。

⑤一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、木津川上流河川事務所主催の住民対話集会の開催予定が1回となっている点について意見があり、木津川上流河川事務所長より、「ファシリテーター等との各種調整に時間がかかり、他の河川事務所に比べスタートが遅れた。回数については対話討論会の様子からファシリテーターが判断されることになるが、1回限りで終わる予定ではない。」との返答があった。

以上

※議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果報告及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第28回委員会の説明資料より抜粋

■資料2-2より

第28回委員会では、資料2-2『河川管理者からの質問（「淀川水系流域委員会意見書 平成15年12月」に対する疑問点・質問）への回答(案)040226版』をもとに説明が行われ、その一部を修正して回答とすることが承認されました。以下に、説明資料より一部を抜粋して掲載いたします。

質問1について

<河川管理者からの質問>

○意見書記載内容（2-3頁33行）

しかし基礎原案には、目標がいつ、どのように実現されるかという具体的なプロセスが明示されていない。

○疑問点・質問

「目標がいつ、どのように実現されるかという具体的なプロセスが明示されていない」の「具体的なプロセス」の具体的なイメージは、2-4頁に記載されている「5年または10年といった年限を区切って段階的に達成すべき目標を明確化し、評価を行う」といったことでしょうか。その場合、今後河川整備計画を実行する中でこういったことを行うべきということでしょうか。または、今回基礎案を作成するにあたり記載するべきであるということでしょうか。後者であれば、委員会の審議の中で、その様な目標設定は出来ないことをご説明してまいったところです。その審議内容をふまえてのご意見ということでしょうか。

<回答>

この部分は、流域全体の環境回復という視点をもつことが重要であるという認識のもとに、流域全体の環境回復を図るための「具体的なプロセス」について述べたものです。

「具体的なプロセス」の具体的なイメージは、指摘箇所(2-4頁)に記述した通り、「5年または10年といった年限を区切って段階的に達成すべき目標を明確化し、評価を行う」ということです。

ただし、「基礎案に5年、10年と年限を区切った目標設定を記載することは困難」との河川管理者の見解はよく理解しており、意見書に示しましたように、「当面は目標を実現させるためのプロセスの一段階として琵琶湖・淀川流域全体の環境に関する情報を集約・公表し、事業を中立的立場で評価・検討・総括する常設的な場の設立が不可欠」（2-4頁8行）と考えております。

しかしながら、実際に事業を行う段階では当然「年限を区切った目標設定」がある程度なされることは明らかですので、意見書には、「5年または10年といった年限を区切って段階的に目標を明確化し、評価を行うことが望ましい」（2-4頁19行目）と記しました。

質問2について

<河川管理者からの質問>

○意見書記載内容（2-5頁24行）

良好な自然が残されている地域や、環境回復を行う必要がある地域等の区分を行うとともに

○疑問点・質問

委員会の審議の中で、「ゾーニングは行わない」旨の議論がなされていましたが、ここでは新たなゾーニングを求めるということでしょうか。

<回答>

従来の都市計画等で行われているような「ゾーニング」を新たに求めるということではありません。いわゆる「ゾーニング」という言葉は「利用・開発してよい区域」と「してはいけない区域」を分けるために行うような誤解を受けるため、意見書ではあえて使用せず、「地域の区分」等の表現を用いました。

「地域の区分」は、「利用・開発してよい区域」を定めるものではなく、流域全体の環境の回復を目標とした際に、地域ごとに現在の環境の劣化度合いを把握し、目標とする環境回復の姿を想定して、今どのような手法（保全／回復等）が必要なのかを考え、それを「区域分け」で明確にしておく必要がある、との考えによるものです。

流域すべての地域を何らかの区域に分ける、というイメージではなく、現状にもとづき、明らかに「この地域は保全すべき」「回復すべき」と分かる地域だけでも指定した方が、流域全体の環境回復を効果的に進められます。

河川管理者からの説明で示された「流域全体が保全地域であるという前提で考えている」との表明は重要であると認識しています。しかし、自然度が高く、極めて生物多様性に富んだ地域は、できるだけ人為的な手を加えず自然回復の目標とすべき具体的なイメージづくりの参考にすべき地域であり、また、劣化をできるだけ最小限にとどめる努力をすべき、いわば「特別に保護すべき地域」であります。他方、環境が劣化した地域については、様々な復元手法を用いて本来の生物多様性を回復させる、いわば「緊急に環境回復が求められる地域」といえます。このように、流域全体の環境回復を効果的に進めるためには、地域の状況（現在の劣化度合いと将来像）により、「地域の区分」ごとに異なる手法をもって環境を回復させていくと同時に、回復・復元の優先順位をつけて事業を行う必要があります。

一方、将来にわたって河川管理者が具体的な事業を推進するにあたり、基礎原案に書かれた理念が十分理解されないままに事業が展開される可能性は否定できず、保全・自然再生・修復の美名のもとに新たな自然破壊が進行する危険性も残されています。そのため、少なくとも「特別に保護すべき地域」については新たな人為的干渉（修復工事等）を極力行わないことを保証する必要があり、早急な地域指定が必要だと考えています。これらの地域指定にあたっては、例えば滋賀県の「ヨシ群落保全条例」で群落指定に用いた調査データなど既存の情報をベースに行っていくのが現実的ではないでしょうか。

質問7について

＜河川管理者からの質問＞

○意見書記載内容(5-2頁8行)

これをさらに推進し、河川管理者は、沿川の自治体に対して、今後は本来河川敷以外で利用するスポーツ施設等は新たに河川敷に設置しないという方針を明示するべきである。

○疑問点・質問

「河川管理者は、沿川の自治体に対して、今後は本来河川敷以外で利用するスポーツ施設等は新たに河川敷に設置しないという方針を明示するべきである。」という記述があるが、これでは新たなスポーツ施設等の設置は一切認めない、「門前払い」ということになるのではないのでしょうか。このことと5-4頁2行目からの「『河川保全利用委員会』を地域ごとに設け、住民から広く意見を聴き、個々の案件ごとに判断する、としていることは概ね適切である。」の考え方は異なるのでしょうか。

＜回答＞

流域委員会は、意見書において、河川管理者が基礎原案に「本来、河川敷以外で利用するものは縮小する」という方針を掲げたことを高く評価しまして、整備計画の予定する20～30年間に於いて「縮小する」ためには、原則として新たな設置は認めないという方針で臨むことが必要と考えたことによるものです。

個々の案件につきましては、河川保全利用委員会が判断することが適切と考えておりますが、判断に際しては、この基本方針を尊重して慎重に検討されることを期待しています。

したがって、意見書に示しました「河川管理者は、沿川の自治体に対して、今後は本来河川敷以外で利用するスポーツ施設等は新たに河川敷に設置しないという方針を明示するべきである」と「『河川保全利用委員会』を地域ごとに設け、住民から広く意見を聴き、個々の案件ごとに判断する、としていることは概ね適切である」との考え方は異ならないと考えています。



質問8について

＜河川管理者からの質問＞

○意見書記載内容(5-4頁33行)

琵琶湖の湖棚部には有機性堆積物が増加し、琵琶湖の生態系に重大な影響を及ぼしている。

○疑問点・質問

「琵琶湖の湖棚部には有機性堆積物が増加し、琵琶湖の生態系に重大な影響を及ぼしている」ことについては、提言では触れられておらず、今回の意見書でご指摘いただきました。

このことに関する情報やデータ、兆候をお持ちであれば、ご教示願います。

＜回答＞

本事項は、平成15年9月に淀川水系流域委員会の有志数名が滋賀県の漁業者から受けた説明をもとにした記述で、委員会として具体的な情報・データは持っていません。しかし、今後の河川整備を考える上で重要な問題でありますので、まずデータの確認・収集等によって現状を把握し、生態系に与える影響や原因の分析を行い、何らかの対策が必要であると判断された場合には、積極的な対応をお願いしたいと思います。

なお、委員会が把握している関連するデータ、兆候に関する情報としては以下のものがあります。

■データに関する情報

- 滋賀県水産試験場によって昭和44年(1969年)と平成7年(1995年)に琵琶湖の沿岸部の底生生物を中心とした調査が行われており、「琵琶湖沿岸帯調査報告書」としてまとめられています。また、これら2時点の調査をもとにした、30年間の琵琶湖の底質等の変化に関する調査概要(タイトル:「琵琶湖沿岸帯調査報告書」による昭和44年と平成7年の琵琶湖沿岸帯の比較)が滋賀県琵琶湖研究所の所報16号に掲載されています。
- 北湖沿岸部9測線における湖底泥質化調査と微小藻類生息状況調査が記された「北湖湖岸帯湖底泥質化実態調査(平成15年3月)(滋賀県)」があります。
- なお、平成6年(1994年)と平成12年(2000年)の湖岸植生の変化に関する調査概要(タイトル:琵琶湖における夏の渇水と湖岸植生面積の変化)が琵琶湖研究所の所報20号に掲載されていますので併せて情報提供いたします。

■兆候に関する情報

- 平成15年9月に淀川水系流域委員会の有志数名で滋賀県の漁業者と会談を行った際に、受けた説明の紹介(会談に参加した委員による説明内容の紹介文)
県漁連の方の開口一番の発言は、「10年前までは年間(水揚げ)50億円はあったが、今では10億円に低迷し…、湖面水位の低下と漁場の底にヘドロが2～3mも溜まったまま…ひどい漁業に追い込まれて…」と悲痛な声でした。

県漁連の方が言われる10年前とは、平成4年(1992年)のことで、琵琶湖総合開発事業が昭和47年(1972年)から開始されて終了した年で、同時に洗堰での放(排)水量操作

規則が湖面水位の変動を沈静化させ平準化させるよう改定された年でもあり、それ以後は夏期(5～7月)の在来魚種の産卵期に降雨が少ないと湖面水位が1 m以上低下し、在来魚の産卵した魚卵が孵化しなくなったりし始めた年でもありました。

琵琶湖漁業の最盛期であった昭和27～30年(1952～55年)の漁業経営体数は3,100強(1経営体当たり漁業者3～4人乗組み)、その漁獲量は約1万t、昭和55年(1980年)には漁業経営体数および漁獲量ともに丁度半減し、平成11年(1999年)には約2千tに減産し、平成14年(2002年)には約1千t強にまで急減しています。この10年間の実情を県漁連の方々は、次のように訴えました。

「平成7年(1995年)ニゴロブナを20t獲ったのに今年(2003年)は170kg。しか…」「宇曾川(一級河川)河口で7～8統ある「えり」がヘドロのために全くやれない…」「愛知川河口近くの「えり」4統が10年前まで年2億5千万円の水揚(高)があったのに今は2千5百万円が目一杯…、河口周辺に180名程の漁師がいたが、今は20名程となり壊滅状態…」「新旭町(北湖北西部)では最後の「えり」1統が今年(2003年)休漁してしまっただが、「えり」網がヘドロがまつわりついて毛布のようになり、重みで支柱の竿が倒れるので…」「ヘドロは溜るは、魚は臭くて食えんわ…琵琶湖はドブ(溝)化し…、総合開発で湖水をキレイ(透明化)にするなんて言っておいて…何だったんだ…」「以前、多い年は200統のシジミ底曳網船で2千t獲っていたのにヘドロでシジミが殆んど消えてしまい、今年(2003年)は沖ノ島近くで15統だけがやれただけになり…近く全廃になるでしょう…、以前のような水位変動と強い湖流が戻らんと…、総合開発以前の琵琶湖に戻してもらわんと…」と言うことでした。

質問11について

＜河川管理者からの質問＞

○意見書記載内容(9-1頁19行)

①住民参加を形骸化させないため住民参加のあるべき大綱を明示する

○疑問点・質問

「住民参加のあるべき大綱」の具体的イメージをご教示願います。

＜回答＞

大綱の具体的なイメージは、委員会でも詳細な内容まで固めた訳ではありませんが、住民参加のための基本的な考え方(住民参加とは何か、河川整備計画において住民参加がなぜ必要なのか、この理念はどう生かされるか、など)、標準的な手法・ツール、運用手順、実施例等を具体的に記したものと考えております。個々の事象に対する具体的な個別施策だけでは、その精神になるものが失われてしまうことが危惧されます。したがって、住民参加の基本理念ともいうべき大綱を文章にすることが不可欠になります。

質問12について

＜河川管理者からの質問＞

○意見書記載内容(9-1頁20行)

②住民意見の反映ならびに社会的合意形成をはかるための客観的な手法を提示する

○疑問点・質問

「住民意見の反映ならびに社会的合意形成をはかるための客観的な手法」の具体的なイメージをご教示願います。

＜回答＞

住民意見の反映ならびに社会的合意形成をはかるための客観的な手法の一つとして、意見書で提案した「住民対話集会」が挙げられます。提案では、第3者であるファシリテーターが、ある事象に対して賛成、反対等の様々な立場の出席者の議論を深化させ、その議論内容とともに一定の判断を河川管理者に報告し、それをもとに河川管理者は住民意見の一つとして河川整備案の是非を含めて判断することになっています。これは、一つの客観的な手法だと委員会では考えますが、まだ、試行段階にあり、この手法自体を改善し、完成度を高める必要があります。また、「住民対話集会」のみが住民意見の反映ならびに社会的合意形成をはかるための客観的な手法ではなく、他の手法も検討すべきであると考えております。

なお、住民意見の反映ならびに社会的合意形成をはかるための前提として、意見書2でも述べているように、住民に正しく伝え、理解してもらうための情報提供及び情報共有の手法、住民自身が考え、提案してもらうための学習・調査・研究のための手法、住民からの幅広い声を聞くための手法等が必要となります。意見書では、その一部を提案していますが、どのような対象にはどのような手法が適切か等、今後、試行を繰り返し、よりよい手法へと改善していく必要があると考えます。

質問13について

＜河川管理者からの質問＞

○意見書記載内容(9-1頁25行)

⑤住民間のネットワーク構築のための基盤整備を行う。

○疑問点・質問

「基盤整備」とは、具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。

＜回答＞

河川整備における住民参加や住民同士の合意形成をはかるため、住民と住民がお互いの情報を知り、意見を交換するための総合的な施策と捉えていただきたい。

例えば、住民同士が気軽に集まり、川についての情報交換を行い、語り合う場としての流域センター(仮称)が考えられます。また、流域センターを舞台として、住民同士の対話や河川管理者との間をコーディネートする場合には、河川レンジャー(仮称)も広い意味での基盤として捉えることもできるかと思われます。意見書の住-3でも記したように「住民相互間における情報の共有も含めて、関係する情報を広く収集・管理・提供するための部署を設置する」といった仕組みづくりも基盤整備の一つとして考えられます。そして、地域の特性に応じて、既存の組織(水防団、自治会等)を支援することも重要な基盤整備であると考えられます。

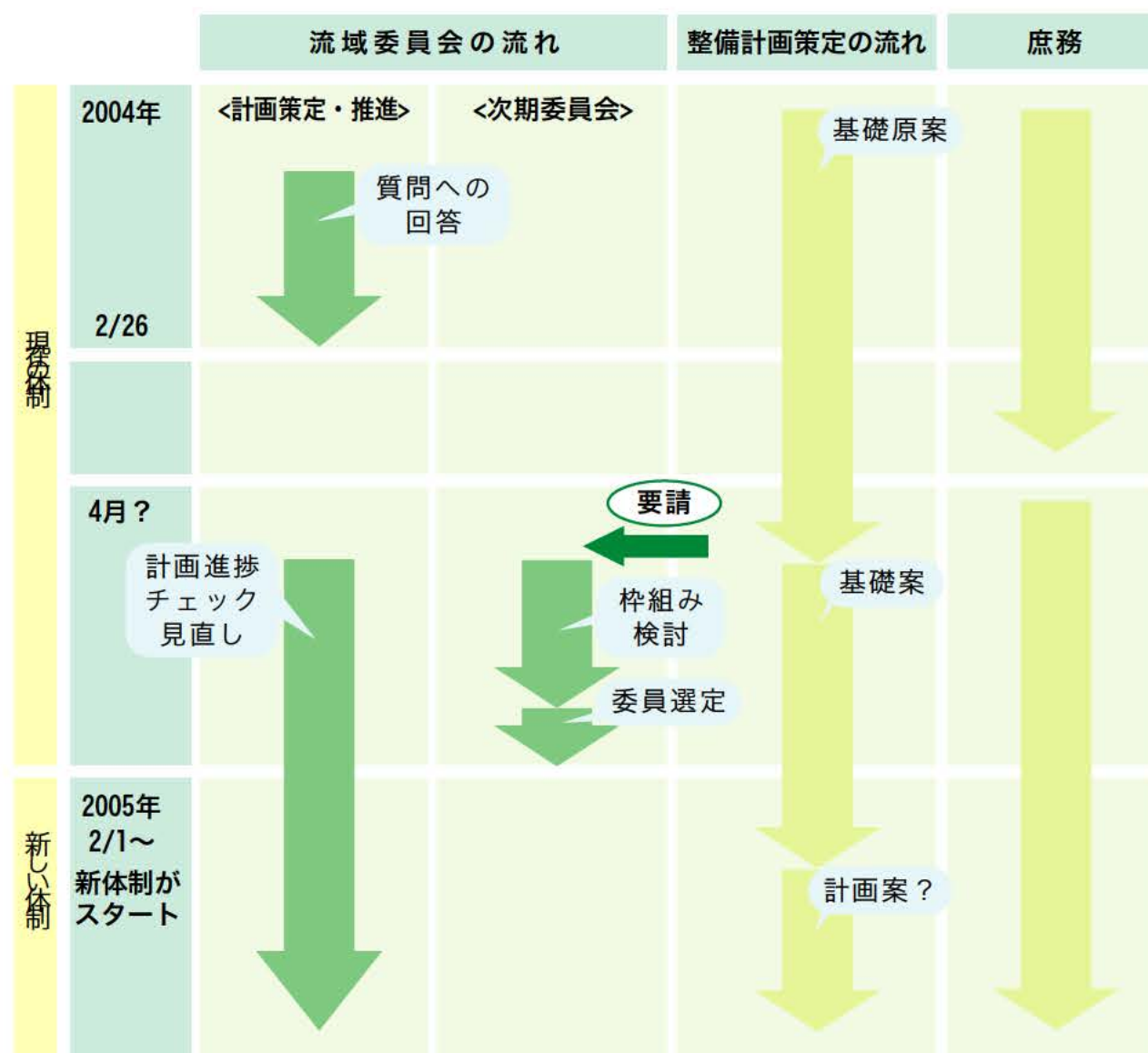
■資料3より

第28回委員会では、資料3「今後の流域委員会について」をもとに説明が行われ、その内容が確認されました。以下に、説明資料を抜粋して掲載いたします。

□今後の流域委員会について

- 河川管理者からの流域委員会に対する「新しい活動に関する要請」：基礎案策定後
- 「新しい活動に関する要請」を受けた後、規約改正を行い、「計画進捗のチェック、見直し」および「新流域委員会（2005年2月発足）の枠組み検討」をスタート
- 基礎案が作成された段階で次回委員会を開催予定

<おおまかな流れ>



■資料4-3より

第28回委員会では、資料4-3「対話討論会（円卓会議）について」をもとに河川管理者より報告が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

余野川ダムについての住民対話討論会総括報告

猪名川総合開発工事事務所

1. 開催概要

第1回

開催日時：平成16年1月25日（日）

開催場所：箕面市立箕面文化センター 8階大会議室

参加者数：河川管理者3名・ファシリテーター1名・発言者8名・委員3名
一般傍聴者117名

第2回

開催日時：平成16年2月14日（土）

開催場所：箕面市立箕面文化センター 8階大会議室

参加者数：河川管理者3名・ファシリテーター1名・発言者8名・委員2名
一般傍聴者101名

2. 実施内容

- 1) 提出された意見は20通であった。（討論会で発言を希望しない2名を含む。）
- 2) 1回目の開催（3時間程度）では討論が終息せず、もう少し討論を続けることが必要となり、2回目を開催するに至る。尚、2回目の開催は、同会場にて同様の時間帯に設定をし、開催する。
- 3) 討論会については、ファシリテーターと8人の発言者を中心に討論を行い、また、会場内より意見を募集しファシリテーターが紹介を行った。（第1回、2回共同様）
- 4) 意見発表者の選択については、時間的な制約から、8名程度が適当であると判断し選考を行った。選考趣旨は、意見がなるべくバラエティーに富むよう考慮し、意見要旨の発表順序に関しても、同じ意見が続くのを避けるような配席に心がけた。また、選択されなかった意見投稿者についても、簡単な紹介を行った。

（後略）

(前略)

【ファシリテーターの感想と今後の方向】

解決のいとぐち

行政の縦割りからの脱却

財政支出における、行政の縦割りの弊害から脱却しないといけない。

国と府県、市町村。国土交通省と他省庁等の分野間。

住民参画、情報公開

定量的、具体的なデータの公開。

市民参加によるアセスメント。合意形成。

事業制度としての「いわゆる総合治水事業」でなく、「文字通りの総合的な治水」の必要性。

流域の保水力の向上。浸水を許容した治水。一時的避難。移転も視野のひとつ。

種々の要因の総合評価

即効対策と長期対策の識別

従来の計画通りのダム可否だけでなく、ダム規模の縮小も案のひとつ

地元活性化への流域を挙げての支援。技術、経済、行政の英知の結集。

ダムを拒否して、環境を優先させながら地域振興を図っている美山町の事例。

ダムを作らない場合の地元の治水対策の検討。

既に概成している導水トンネルの活用。

住民対話集会の意義と今後への期待

意義

いろいろな意見をもった住民が直接に意見を述べ合う良い機会であった。

発言者の人数

希望者が 18人あったところを 8人に絞ったのは適切。

もう少し少なくしてもよかったのでは。

前もって提出された意見書により、概ねダム推進と反対の意見が同数になるように発言者を選んだが、それでよかったか。希望者の内訳では反対意見の方が 12人あった。

発言者に地元の方を 2 名入れたが、1 人でよかったのではないか。

発言者の 1 人に市会議員が含まれていたことに対する異論がアンケートにあったが、私は問題なかったと考えている。

もう少し、発言者の年齢構成が広がるよう工夫が必要。

討論会の回数

当初は 1 回のみを設定していた。しかし、十分な議論がつくせず、2 回目を開催した。

2 回目で十分議論が尽くせたかと言えば、そうではないが、意見の種類としては、出尽くしたように思える。

合意の形成に向けて

今後、住民の合意形成が必要になると考えられるが、それにはさらに討論会を継続する必

要がある。しかし、その場合には、発言者、さらにはファシリテーターも選び直した方がよいであろう。また、発言者(場合によっては傍聴者も)が一度一緒に現地を視察することも有効であろう。

いずれにせよ、討論会で発言できるのは限られた人数であり、これで、住民の意見を代表できているかどうかは疑問である。意見の種類としては網羅できているとしても、その人数分布を把握するため、住民全体にアンケート調査を実施することも有効であろう。

会場の形態とメンバーについて

今回は発言者のみが円卓形式で話し、傍聴者は後ろから見る形になったが、会場全体としての一体感を持たせるには、円卓でなく、ハの字型のテーブル配置が適切であろう。また、今回は事務所や流域委員はなるべく発言をしない形で進められたが、今後はリアルタイムで応答していただくのがよいのではなかろうか。傍聴者からの質問・意見書や発言の機会については、さらにより方法を考える必要がある。(たとえば、意見書をあらかじめ提出していただくなど)他の地域で行われているように、付箋を用いたワークショップ形式も一法であるが、深い議論にはなかなか入りにくく、また、テーブルが複数あると、他のテーブルでの議論の内容が把握できないので、パネル形式は持続していただきたいと考えている。

討論は必ずしも一同に会した討論会の形式だけでなく、インターネットを介した電子討論も可能であり、適宜組み合わせではどうであろうか。また、人によって知識レベルに大きな開きがあるので、レベルごとに分けた討論会の企画も有効であろう。

発言者の用意された資料や説明がわかりづらい場合もあったが、これは、事前に資料を提出してもらったり、場合によっては専門家に補助をしてもらってはどうか。

テーマの絞込みについて

今回は 1 回目の前半は発言者に自由に発言していただき、その後、テーマごとに討論を進めたが、今後はさらにテーマを絞り込んで人選を行うなどの工夫も有効であろう。

発言者のマナーについて

発言に当たっては、お互いの感情を害さないよう、言葉使いに気をつける必要がある。

また、1 回の発言をあまり長くすると、他の方に迷惑をかけるだけでなく、焦点がぼやけるので、簡潔にまとめて発言していただく必要がある。

配布資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		R28-A
資料1	前回委員会（12/9）以降の状況報告	R28-B
資料2-1	河川管理者からの質問に対する回答作成の経緯	R28-C
資料2-2	河川管理者からの質問（「淀川水系流域委員会意見書 平成15年12月」に対する疑問点・質問）への回答（案）040226版	R28-D
資料2-3	河川管理者からの質問への回答（案）040217版に寄せられた委員からのご意見	R28-E
資料3	今後の流域委員会について	R28-F
資料4-1	琵琶湖・淀川の河川整備計画に関する懇談会 結果報告 ：河川管理者からの提供資料	R28-G
資料4-2	住民対話集会（円卓会議）について：河川管理者からの提供資料	R28-H
資料4-3	対話討論会（円卓会議）について：河川管理者からの提供資料	R28-I
参考資料1	委員および一般からのご意見	R28-J

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.18の「配付資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。



しっかりしてや！！流域委員会

～新しい川づくりに向けた意見交換会～

これまでの流域委員会の活動やプロセス等に対して、一般参加者の皆様から、自由に注文や提案、意見、不満等をお伺いすることを目的とした、意見交換に主眼を置いた住民意見聴取の試みとして、意見交換会が下記のとおり行われました

しっかりしてや!!流域委員会
～新しい川づくりに向けた意見交換会～ 結果報告

庶務作成

開催日時：2004年2月28日（土） 14：30～17：30
場 所：カラスマプラザ21 8階 大・中ホール
参加者数：委員29名、一般参加者224名

1 開催概要

- ①開会の挨拶
淀川水系流域委員会の芦田委員長より、開会の挨拶が行われた。
- ②趣旨説明
住民参加部会の三田村部会長より、資料1「『しっかりしてや!! 流域委員会 ～新しい川づくりに向けた意見交換会～』進め方」をもとに、今回の意見交換会の開催趣旨について、説明が行われた。
- ③流域委員会からの説明
意見書作業部会リーダーの今本委員より、資料2をもとに、これまでの流域委員会の歩み、提言、基礎原案、意見書の内容などについて説明が行われた。
- ④グループ別意見交換
以下の4つのグループに分かれて、冒頭発言者の発言を皮切りに自由な意見交換が、約1時間30分行われた。最後に、各グループより、5分程度で意見交換内容の報告が行われた。
- 琵琶湖グループ
冒頭発言者 鳥塚 五十三氏（南浜漁業協同組合 代表理事組合長）
- 淀川(環境・利用)グループ
冒頭発言者 志岐 常正氏（京都府宇治市在住）
- 淀川(治水・利水)グループ
冒頭発言者 松原 美省氏（三重県名賀郡青山町在住）
- 猪名川グループ
冒頭発言者 岡 秀郎氏（大阪自然環境保全協会）
千代延 明憲氏（大阪府吹田市在住）
酒井 精治氏（大阪府箕面市在住）
中上 隆三氏（大阪府箕面市在住）
- ⑤閉会の挨拶
流域委員会委員長代理の寺田委員より、閉会の挨拶が行われた。
- ⑥その他
グループ別意見交換開始前までに、一般参加者に、これまでの流域委員会の活動に対する通信簿を記入、提出頂いた。結果は以下のとおり（有効回答数：189件）。
- | | | | |
|---------------------|-------|-----------------|-------|
| A：高く評価する（優） | 16.4% | B：一定の評価ができる（良） | 36.5% |
| C：概ね適切である（可） | 16.4% | D：課題、問題点が多い（不可） | 23.3% |
| E：抜本的見直しが必要である！（落第） | 7.4% | | |

以上



委員会 委員リスト

2004.2.26現在（五十音順、敬称略）

No.	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況	
				地域別部会	テーマ別部会
1	芦田 和男 （委員長）	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	－	治水部会
2	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	淀川部会	環境・利用部会 住民参加部会
3	池淵 周一 （利水部会長）	水資源（水文学、水資源工学）	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会	治水部会 利水部会
4	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員（水辺の遊び）	BSCウォータースポーツセンター 校長	琵琶湖部会	環境・利用部会
5	今本 博健 （治水部会長）	洪水防御（河川工学、水理学）	京都大学 名誉教授	淀川部会	治水部会 利水部会
6	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会	環境・利用部会 治水部会
7	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	淀川部会	治水部会
8	荻野 芳彦	農業関係（農業水利）	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	淀川部会	利水部会 住民参加部会
9	嘉田 由紀子	地域・まちづくり （環境社会学、文化人類学、住民参加論）	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会	住民参加部会
10	川上 聰	地域の特性に詳しい委員 （水環境保全ネットワーク・市民活動）	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会	環境・利用部会 利水部会 住民参加部会
11	川那部 浩哉 （琵琶湖部会長）	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会	治水部会
12	川端 善一郎	生態系	京都市立生態学研究センター 教授	琵琶湖部会	環境・利用部会
13	紀平 肇	動物	中間法人 水生生物保全研究会 理事	淀川部会	環境・利用部会
14	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	琵琶湖部会	環境・利用部会
15	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪府立十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャークラブ 会長	淀川部会	住民参加部会
16	小林 圭介	植物（植物社会学）	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長	琵琶湖部会	環境・利用部会
17	宗宮 功 （環境・利用部会長）	水質（水質工学）	京都大学名誉教授 龍谷大学教授	琵琶湖部会	環境・利用部会
18	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 （自然哲学）	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	淀川部会	環境・利用部会 住民参加部会
19	田中 哲夫	漁業関係（魚類生態学）	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 助教授	猪名川部会	環境・利用部会
20	谷田 一三	動物 （河川生態学、昆虫分類系統学）	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会	環境・利用部会
21	田村 悦一	法律（行政法）	京都橘女子大学文化政策学部 教授	淀川部会	住民参加部会
22	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 （幅広い分野の人のネットと コーディネイト）	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会	住民参加部会
23	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 （自然・環境問題全般）	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会	環境・利用部会 利水部会

No.	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況	
				地域別部会	テーマ別部会
24	寺田 武彦 （淀川部会長）	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	淀川部会	利水部会 住民参加部会
25	寺西 俊一	経済（環境経済学、環境政策論）	一橋大学大学院経済学研究科 教授	－	環境・利用部会
26	中村 正久	水環境（環境政策、環境システム工学）	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会	環境・利用部会
27	西野 麻知子	動物（陸水動物学）	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	琵琶湖部会	環境・利用部会 治水部会
28	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会	利水部会
29	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	猪名川部会	住民参加部会
30	服部 保	植物（植物生態学）	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 教授	猪名川部会	環境・利用部会
31	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	淀川部会	環境・利用部会
32	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	－	治水部会
33	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	猪名川部会	治水部会
34	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	琵琶湖部会	住民参加部会
35	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 （住民運動）	猪名川の自然と文化を守る会	猪名川部会	環境・利用部会 利水部会
36	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 （環境教育、人と自然のかかわり）	みのお山自然の会 会長	猪名川部会	住民参加部会
37	楨村 久子	地域・まちづくり （地域計画・景観文化論）	京都女子大学現代社会学部 教授 （社）なら女性フォーラム 副理事長	淀川部会	環境・利用部会 利水部会
38	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会	環境・利用部会 治水部会 利水部会
39	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 監事	琵琶湖部会	環境・利用部会
40	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 （地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境（自然保護）教育）	池田・人と自然の会 代表	猪名川部会	住民参加部会
41	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会	治水部会
42	三田村 緒佐武 （住民参加部会長）	環境教育 （水環境教育、生物地球化学）	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会	環境・利用部会 住民参加部会
43	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 （鳥類生態、ラムサール条約）	琵琶湖ラムサール研究会 代表	琵琶湖部会	利水部会 住民参加部会
44	森下 郁子	動物	大阪産業大学 人間環境学部 教授	猪名川部会	治水部会
45	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	猪名川部会	環境・利用部会
46	山村 恒年	法律（行政法・環境法）	弁護士・元神戸大学教授	－	環境・利用部会 住民参加部会
47	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	淀川部会	環境・利用部会 治水部会
48	吉田 正人	自然保護（自然保護、生態学）	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	－	環境・利用部会
49	米山 俊直 （猪名川部会長）	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会	住民参加部会
50	鷺谷 いづみ	植物（植物生態学、保全生態学）	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	－	環境・利用部会
51	和田 英太郎	水質（同位体生態学）	総合地球環境学研究所 教授	淀川部会	環境・利用部会
52	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	淀川部会	環境・利用部会

注：対象分野欄の（ ）は委員の専門を示しています。

これまで開催された会議等について

第28回委員会 平成16年2月26日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 ~第6回	平成13年開催	第1回 ~第8回	平成13年開催	第1回 ~第10回	平成13年開催	第1回 ~第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18/(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)			第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第12回	H14/2/5(火)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第13回	H14/3/14(木)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第14回	H14/4/5(金)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第15回	H14/5/27(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第16回	H14/6/24(月)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第17回	H14/7/31(水)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第18回	H14/9/24(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第19回	H14/10/29(火)	第16回	H14/11/8(金)
第17回	H15/1/24(金)	第19回	H14/11/9(土)	第20回	H14/12/13(金)	第17回	H14/12/12(木)
第18回	H15/2/24(月)	第20回	H14/12/14(土)	第21回	H15/7/5(土)	第18回	H15/7/1(火)
第19回	H15/3/27(木)	第21回	H15/1/29(水)	第22回	H15/8/26(火)	第19回	H15/9/2(火)
第20回	H15/4/21(月)	第22回	H15/5/19(月)	第23回	H15/10/13(月)	第20回	H15/10/9(木)
第21回	H15/5/16(金)	第23回	H15/6/10(火)	環境・利用部会	治水部会	利水部会	住民参加部会
第22回	H15/6/20(金)	第24回	H15/7/18(金)				
第23回	H15/7/12(土)	第25回	H15/8/25(月)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/2/24(月)
第24回	H15/9/5(金)	第26回	H15/9/24(水)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)
第25回	H15/9/30(火)	第27回	H15/10/23(木)	第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/11(金)
第26回	H15/10/29(水)	その他	設立会	第4回	H15/4/14(月)	第4回	H15/4/18(金)
第27回	H15/12/9(火)			第5回	H15/9/2(火)	第5回	H15/5/27(火)
その他	設立会	H13/2/1(木)	シンポジウム	第6回	H15/10/24(金)	第6回	H15/8/28(木)
	発足会	H13/2/1(木)	拡大委員会	第7回		第7回	H15/10/23(木)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)	提言説明会				
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)					

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail k-kim@mri.co.jp

■TEL 06-6341-5983

■FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所 関西研究センター内

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.28

2004年3月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

研究員：新田、柴崎 水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E-mail k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。